

(質問第百二十一号) 昭和二十二年十一月十四日配付

乙種料理店等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十二日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

乙種料理店等に関する質問主意書

一、乙種料理店とは一般料理店より下級なる營業をなすものであるが、今だにこの人肉の市が処々に散見するが、地方長官の許可になるものが、料理店の休業はこの乙種に及ばざるようになるも、この種乙種料理店も速かに休業せしむべきであるが政府の処見を問う。

二、政府が一級日本酒一升五百五十円、二級酒五百円にて自由販賣する以上は、自由に飲ますべき酒賣店（バー）を小型なら黙許すべきである。勿論酒に限つて賣る店で、立飲みする程度のものであるが、増收の主要目的達成のため必要と信ずるが、処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。